

農林振興課 林務水産係からのお知らせ

問 農林振興課 林務水産係
☎476-1111(511)

■とらばさみの使用は禁止されています

「とらばさみ」とは、踏んだときに強いバネの力で脚などをはさんで捕獲する、危険なわなです。人やペットが踏んでしまうと、脚などを挟まれ、大けがをする恐れがあります。

現在はその危険性から使用が禁止されており（特別な許可を得た場合を除く）、違反した場合は罰則の対象となります。（最大で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

人やペット、野生の動物にけがをさせないために、危険な「とらばさみ」の使用はやめましょう。



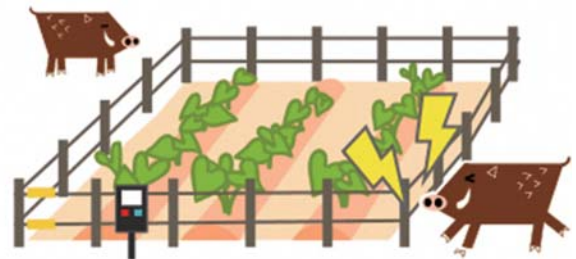
■大崎町有害鳥獣電気柵設置事業補助金について

有害鳥獣からの農作物への被害を未然に防止するための電気柵を設置した場合に、当該設置に要した経費に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象者は、町内に住所を有する農業従事者で、補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、30,000円を限度額とします。

大切な田畑を守る 電気柵

電気柵についての詳細や導入を検討しておられる方は、導入前に農林振興課（林務水産係）へお問合せください。



コミュニティ助成事業の実績報告について

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(221・224)

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献事業として実施するものであり、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と社会福祉の向上を目指すものです。

町西自治公民館では、異世代・異文化交流及び共生を促進するため、交流会で使用する発動発電機や机・椅子等を購入しました。

町西自治公民館（一般コミュニティ助成事業）

